

第 1 0 9 号議案

足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例の
一部を改正する条例

足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例（昭和
3 9 年足立区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「延滞金の」の次に「年 1 4 . 6 パーセントの割合及び」
を加え、「各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法
（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められ
る商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をい
う」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第
9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を
加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中におい
ては、当該特例基準割合（当該割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があ
るときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特
例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4 . 6 パーセントの
割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 .
3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合に
あつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当
該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 .
3 パーセントの割合」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例付則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

延滞金の割合の特例を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。